明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（三八六）　二
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（三八七）　三
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（三八八）　四

〔省　令〕

○国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（**財務**七〇）　六
○エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**八七）

〔告　示〕

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件（**内閣府**一三九）
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条の規定に基づき、認定仮名加工医療情報作成事業者を認定した件（**内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業**一～三）
○二千六年の海上の労働に関する条約の一部の改正に関する件（**外務**四一〇）
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**三一八）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**二三〇五）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**二三〇六）
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（**経済産業**二〇〇）　七
○令和六年度以降の五年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（**同**二〇一）　八
○都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（**国土交通**一三六七）　八
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（**同**一三六八）　九
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（**同**一三六九）　九
○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇四）　一〇〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一八）　一〇〇
○道路に関する件（**北海道開発局**九七）　一〇一

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇一
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一〇二
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三八六号）（内閣府本府）

1　官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、大臣官房総務課の所掌事務から「法令全書」を削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（政令第三八七号）（文部科学省）

1　都道府県教員算定基礎定数等の算定方法の見直し

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度額の算定に用いる都道府県教員算定基礎定数等の算定方法について育児休業等をしている教職員の業務を代替する教職員の人数をより適切に反映できるようにすることとした。（第一条関係）

2　施行期日等

㈠　この政令による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、令和六年度以前の年度に係る経費につき令和七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八八号）（厚生労働省）

1　社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（以下「オーストリア協定」という。）に関し、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令における特定相手国坑内員期間等の用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

2　オーストリア協定の規定により相手国法令の適用を受けるものとして国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者の配偶者又は子であって、国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者としないものの範囲について定めることとした。（第九条第一項及び第一〇条の二第一項関係）

3　老齢基礎年金の振替加算等の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、オーストリア協定に係る相手国期間を考慮する場合には、昭和一七年六月以後の相手国期間とすることとした。（第二二条関係）

4　オーストリア協定に関し、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）の規定を適用することにより支給する給付等については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算することとするとともに、当該按分率の基礎となるオーストリア協定に係る相手国期間は、昭和一七年六月以後の相手国期間とすることとした。（第三四条、第三五条、第三八条、第四〇条、第七二条、第七三条第一項、第三項及び第四項、第七七条第一項及び第三項、第八四条第三項、第一〇五条、第一〇八条、第一一九条第一項及び第三項、第一二三条第一項及び第三項並びに第一二七条第三項関係）

5　法第二五条第一項の規定による厚生年金保険の加入の特例の対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加することとした。（第五〇条関係）

6　障害手当金の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、オーストリア協定に係る相手国期間を追加することとした。（第六一条関係）

7　国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続について、相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができる特例の対象となる相手国法令として、オーストリア共和国の法令を追加することとした。（第九〇条関係）

8　日本側保有機関（日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会をいう。以下この8において同じ。）が相手国側保有機関（相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等をいう。以下この8において同じ。）からの要請に基づいて、一定の場合に限り、自らが保有する情報を相手国側保有機関に対して提供することができる特例及び当該情報の本人又はその遺族が日本側保有機関の長に対し、当該情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる特例の対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加することとした。（第九一条及び第九二条関係）

9　市町村長が、相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。）の受給権者に対して、戸籍事項の無料証明を行うことができる特例の対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加することとした。（第九三条関係）

10　国民年金法施行令の規定により市町村長が行うこととされている事務のうち、オーストリア協定の規定によりオーストリア実施機関（オーストリア協定に規定するオーストリア共和国の実施機関をいう。）を経由して提出された申請等に係るものについては、厚生労働大臣が行うものとすることとした。（第九六条関係）

11　この政令は、オーストリア協定の効力発生の日から施行することとした。

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号中「及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷」を削り、同項中第四十九号を第五十号とし、第三十二号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

第十一条第十三号中「及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷」を削り、同条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

附　則

この政令は、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」を「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をしている者及び標準法第十八条第一号に掲げる者（以下「産前産後休業者等」に改め、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、及び「第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同法」を削り、同条第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号及び第十九号中「産休代替教職員等」を「産前産後休業者等」に改め、「育児休業者、配偶者同行休業者、」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、令和六年度以前の年度に係る経費につき令和七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第十条第二項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第五条第一項第四号、第六条第一項第三号、第十三条第二項第三号ロ、第十五条第二項第二号（同条第三項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項第二号（同条第三項（同法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）並びに同法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十九条第一項、第三十二条第二項第二号及び第五項第二号（これらの規定を同条第七項並びに同法第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項第二号（同法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）及び第四項第二号（同法第四十条第八項第二号において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条並びに第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十一号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号に次のように加える。

ホ　オーストリア協定　坑内の作業に従事した期間としてオーストリア実施機関が確認した期間

第二条に次の一号を加える。

六十五　オーストリア協定又はオーストリア実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定又はオーストリア協定第一条1(f)に規定するオーストリア共和国の実施機関をいう。

第九条第一項ただし書中「法第五条第一項第一号」を「同項第一号」に改め、「限る。）」の下に「、オーストリア協定第一条1(c)に規定するオーストリア共和国の法令の規定の適用により同項第一号又は第三号のいずれかに該当する者の配偶者又は子（オーストリア協定第十一条1に規定する配偶者又は子及び同条2に規定する配偶者又は子であってオーストリア協定第二条1(b)に規定するオーストリア共和国の法令に基づく制度に関するオーストリア共和国の法令の規定の適用を受けないものに限る。）」を加える。

第十条の二第一項ただし書中「限る。）」の下に「、オーストリア協定第一条1(c)に規定するオーストリア共和国の法令の規定の適用により同号に該当する者の配偶者又は子（オーストリア協定第十一条1に規定する配偶者又は子及び同条2に規定する配偶者又は子であってオーストリア協定第二条1(b)に規定するオーストリア共和国の法令に基づく制度に関するオーストリア共和国の法令の規定の適用を受けないものに限る。）」を加える。

第二十二条に次の一号を加える。

十七　オーストリア協定

第三十四条に次の一号を加える。

十五　オーストリア協定

第三十五条、第三十八条及び第四十条中「又はスウェーデン協定」を「、スウェーデン協定又はオーストリア協定」に改める。

第五十条に次の一号を加える。

二十四　オーストリア協定

第六十一条に次の一号を加える。

十五　オーストリア協定

第七十二条に次の一号を加える。

十三　オーストリア協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項並びに第八十四条第三項中「又はスウェーデン協定」を「、スウェーデン協定又はオーストリア協定」に改める。

第九十条に次の一号を加える。

二十一　オーストリア協定第一条1(c)に規定するオーストリア共和国の法令

第九十一条に次の一号を加える。

十　オーストリア協定

第九十二条に次の一号を加える。

四　オーストリア協定

第九十三条に次の一号を加える。

二十一　オーストリア協定

第九十六条の表に次のように加える。

二十一	オーストリア協定第二十一条1	オーストリア実施機関

第百五条、第百八条、第百十九条第一項及び第三項、第百二十三条第一項及び第三項並びに第百二十七条第三項中「又はスウェーデン協定」を「、スウェーデン協定又はオーストリア協定」に改める。

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○財務省令第七十号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び同令の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。 （附属の島） **第二条**　法第二条第二号に規定する財務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。 （旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費） **第三条**　法第三条第六項に規定する財務省令で定めるものは、法第八条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。 一　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、令第五条第一項各号、第六条第一項各号、第七条第一項各号及び第八条各号に掲げる各費用について、当該各条及び法第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額 二　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について令第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第十五条並びに法第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額 三　前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額	［新設］
	（附属の島） **第一条**　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）第二条第一項第四号に規定する「附属の島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。 （旅行取消等の場合における旅費） **第二条**　法第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、法第四十六条第二項の規定に基づき財務大臣に協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、左の各号に規定する額による。 一　鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払つた金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について法により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。 二　赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払つた金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額 三　外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払つた金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた額の範囲内の額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第四条　法第三条第七項に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため法及び令の規定により支給することができる額

二　現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の通知）

第五条　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに次条第一項で定める事項を支出官等に通知しなければならない。

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第六条　法第四条第四項に規定する財務省令で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の官職とする。

2　旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部局課、住所又は居所、官職、氏名、職務の級（職員が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。）、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

3　旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第一項に定める事項のほか、所属団体又は所属部局課、住所又は居所、役職又は官職、氏名、職務の級（旅行者が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。）、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

4　旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

［削る］

（旅費喪失の場合における旅費）

第三条　法第三条第七項の規定により支給する旅費の額は、左の各号に規定する額による。但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

一　現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため法の規定により支給することができる額

二　現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（旅行命令等の通知）

第三条の二　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけすみやかに当該旅行命令簿等を支出官等に提示しなければならない。

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式）

第四条　法第四条第四項に規定する旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、別表第一による。

［新設］

［新設］

（路程の計算）

第五条　内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、左の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

一　鉄道　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二　水路　海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

三　陸路　地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2　前項第一号又は第二号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第三号の規定に準じて計算することができる。

3　第一項第三号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4　陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

（旅行命令等の変更の申請）

第七条　旅行者は、法第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（行政職俸給表㈠に相当する職務の級）

第八条　令第一条第二項第三号に規定する「これに相当する職務の級」は、旅行者の職務の内容及び旅行者に支給される給与の額を勘案して定めることとし、次の各号に掲げる者について、各庁の長は財務大臣への協議を経たものとみなして、当該各号に掲げる職務の級とすることができる。

一　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者　別表第一の一及び別表第一の二で定める職務の級

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。別表第一の三において「任期付研究員法」という。）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者　別表第一の三で定める職務の級

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者　用務の内容及び行政職俸給表㈠の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定める職務の級

四　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。次号及び別表第一の三において「特別職給与法」という。）第一条第四十四号に掲げる者　別表第一の三で定める職務の級

五　一般職給与法第二十二条の規定による非常勤職員及び特別職給与法第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる者　用務の内容及び行政職俸給表㈠の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定める職務の級

六　一般職の職員以外の職員であつて、その者の受ける俸給が一般職給与法を準用して定められている者　現にその者について定められている職務の級

（鉄道賃に係る鉄道）

第九条　令第五条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三　外国における前二号に掲げるものに相当するもの

［新設］

（船賃に係る船舶）

第十条　令第六条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

5　前二項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

6　外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前五項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

［新設］

（旅行命令等の変更の申請）

第六条　旅行者が、法第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

［新設］

（航空賃に係る航空機）

第十一条　令第七条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。［新設］

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（特定航空移動等）

第十二条　令第七条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動とする。［新設］

2　令第七条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費基準額等）

第十三条　令第九条に規定する財務省令で定める額は、別表第二のとおりとする。［新設］

2　令第九条に規定する財務省令で定める場合は、内国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一　国際会議（内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官又は国会議員（次項第二号において「各大臣等」という。）が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二　公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

3　令第九条に規定する財務省令で定める場合は、外国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一　国際会議（これに準ずるものを含む。以下この号及び次号において同じ。）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二　国際会議に出席するため各大臣等の外国旅行に同行する者が各大臣等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

三　外務大臣が財務大臣に協議して定める宿泊施設の一覧表に記載されている宿泊施設に宿泊する場合であつて、当該宿泊施設に宿泊することが公務の円滑な運営に資するとき。

四　公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

五　為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

（宿泊手当の定額等）

第十四条　令第十一条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額は、別表第三のとおりとする。［新設］

2　宿泊手当の額は、法及び令の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の三分の二の額

二　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の三分の一の額

3　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第三のとおりとする。ただし、法及び令の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

4　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第十五条　令第十二条に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第四に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。　［新設］

一　運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二　旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2　前項の算定に当たつては、法及び令の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の国費による支給が適当でない費用として主計局長が定めるものを除くものとする。

3　職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第十六条　同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤官署の変更に伴う旅行については、国設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。　［新設］

（渡航雑費の細則）

第十七条　令第十五条に規定する財務省令で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。　［新設］

一　保険料

二　医薬品の購入に係る費用

三　携行品の購入に係る費用

四　健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

五　令第十五条に規定する費用に類する又は付随する費用

六　前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして主計局長が定める費用

（死亡手当の定額）

第十八条　令第十六条の財務省令で定める定額は、別表第五のとおりとする。　［新設］

（退職者等の旅費の細則）

第十九条　令第十七条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる旅費とする。　［新設］

一　法第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ　職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が内閣総理大臣等又は指定職職員等であつた場合には、当該者をいう。ロ及び第三号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ　職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二　本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が法第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費

三　法第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ　外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

ロ　本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ハ　外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1)　ロの規定に準じた旅費

(2)　家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

ニ　外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1)　出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2)　イの規定に準じた旅費

2　前項第三号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において法第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、前項第三号の規定に準じて各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとする。

（遺族等の旅費の細則）

第二十条　令第十八条に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一　本邦在勤の職員が法第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ　職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ　職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二　本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が法第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第四号イの規定に準じた旅費

三　法第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

四　法第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ　出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ　職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五　法第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

六　法第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2　遺族が前項第一号から第五号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、法第二条第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（休暇帰国の旅費の計算）

第二十一条　法第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、在勤地と本邦における所属庁（各庁の長の在勤官署をいう。）所在地（所属庁がない場合には、東京都。）間の往復について出張の例に準じて計算する。

（旅行依頼に係る旅費）

第二十二条　法第三条第四項の規定により支給する旅費は、旅行者の職務の級を行政職俸給表㈠の適用を受ける者の職務の級に相当するものとして出張の例に準じて計算した旅費とする場合には、各庁の長が財務大臣への協議を経たものとみなして定めることができる。

（電磁的方法）

第二十三条　法第七条第五項に規定する財務省令で定めるものは、各庁の長が定める方法とする。

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）

第二十四条　法第七条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

一　次号から第五号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

［新設］

［新設］

［新設］

（旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式）

第七条　法第十三条第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式は、左の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。

一　第二号から第七号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別表第二の第一号様式による旅費請求書。但し、法第三条第一項に規定する赴任に係る旅費及び法第二十五条又は第三十八条（法の他の条文においてこれらを準用する場合を含む。）に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、別表第二の第二号様式による旅費請求書

［削る］

二　法第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号、第四号、第八号若しくは第五項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

三　法第三条第二項（第一号、第四号及び第八号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

四　法第三条第六項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

五　法第三条第七項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

［削る］

六　法第三条第八項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

［削る］

2　法第七条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第六のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

［削る］

3　法第七条第七項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第七の上欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第八の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

4　旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第七中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支出官等が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第一項第六号に掲げる請求書に代えることができる。

5　旅行命令権者及び支出官等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

二　法第二十六条に規定する日額旅費又は法第二十七条（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する在勤地内旅行の旅費（移転料を除く。）を請求する場合には、別表第二の第三号様式による旅費請求書

三　法第四十一条に規定する旅行手当を請求する場合には、別表第二の第四号様式による旅費請求書

［新設］

四　法第三十条に規定する旅費又は法第四十条に規定する死亡手当を請求する場合には、別表第二の第五号様式による旅費請求書

五　法第三条第六項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第六号様式による旅費請求書

六　法第三条第七項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第七号様式による旅費請求書

七　概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、別表第二の第八号様式による旅費精算請求書

［新設］

2　前項各号に定める旅費請求書及び旅費精算請求書は、当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該請求書に代えることができる。

3　法第十三条第一項に規定する旅費請求書に添付すべき資料は、別表第三に掲げる資料とする。

4　法第十三条第五項に規定する電磁的方法は、各庁の長が定める方法とする。

［新設］

［新設］

［新設］

6　前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出官等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

7　支出官等は、旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払つた場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

（旅費の精算に係る期間）

第二十五条　法第七条第二項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して二週間とする。

2　法第七条第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して二週間とする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［新設］

（旅費の請求手続）

第八条　法第十三条第二項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から起算して二週間とする。

2　法第十三条第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して二週間とする。

3　法第十三条第四項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当、又はこれらに相当する給与とする。

（在勤地内旅行の旅費）

第九条　法第二十七条第一号に規定する基準は、左の各号に掲げるものとする。

一　旅行が、行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、日当の定額の三分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

二　旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、日当の定額の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

2　前項の規定は、法第四十二条において法第二十七条第一号を準用する場合において準用する。

（特定航空旅行）

第九条の二　法第三十四条第一項第一号に規定する長時間にわたる航空路による旅行として財務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　本邦と次の地域を除いた地域との間の航空旅行　インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク

二　前号以外の場合において、一の旅行区間における所要航空時間が八時間以上の航空旅行

（外国旅行移転料の水路加算）

第十条　法第三十六条第一項第三号に規定する「財務省令で定める場合」のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積込みに利用する港（以下本条において「利用する港」という。）が、次の表の上欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合とし、同項同号に規定する「財務省令で定める額」は、それぞれ同表下欄に掲げる割合を定額（法第三十六条第一項第三号に規定する定額をいう。次条において同じ。）に乗じて得た額とする。

地域	港	割合
北アメリカ諸国の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	百分の三十
北アメリカ諸国の西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	百分の四十五
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマパラ、コリント、プンタレナス及びコロン	百分の二十
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープランス及びサントドミンゴ	百分の四十五
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴエナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	百分の四十五
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	百分の二十

2　前項の場合において、利用する港が二以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港の一に対する額とする。

（外国旅行移転料の陸路加算）

第十一条　法第三十六条第一項第三号に規定する「財務省令で定める場合」のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、同項同号に規定する「財務省令で定める額」は、当該各号に規定する額とする。

一　百キロメートル以上三百キロメートル未満　定額に百分の十五を乗じて得た額

二　三百キロメートル以上五百キロメートル未満　定額に百分の二十を乗じて得た額

三　五百キロメートル以上千キロメートル未満　定額に百分の二十五を乗じて得た額

四　千キロメートル以上二千キロメートル未満　定額に百分の三十を乗じて得た額

五　二千キロメートル以上　定額に百分の三十五を乗じて得た額

（外国旅行移転料を支給する場合の扶養親族居住地の特例）

第十二条　法第三十六条第三項に規定する「財務省令で定める扶養親族の居住地」は、各庁の長が財務大臣と協議して定める扶養親族の居住地とする。

（外国旅行の途中における退職者等の旅費）

第十三条　法第四十四条第三項の規定により支給する旅費は、そのつど、法第四十四条第一項及び第二項の規定の趣旨に従い、各庁の長が財務大臣に協議して定める旅費とする。

（内国旅行甲地方の範囲）

第十四条　法別表第一の一備考に規定する「財務省令で定める地域」は、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第二項第一号から第五号までに規定する地域手当の級地（次条において「特定級地」という。）とする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

第十五条　法別表第一の一備考に規定する「財務省令で定めるもの」は、前条に規定する地域以外の地域で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市のうち、特定級地とする。

（外国旅行指定都市の範囲）

第十六条　法別表第二の一の備考二に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

（外国旅行に係る地域の定義）

第十七条　法別表第二の一の備考二に規定する次の各号に掲げる地域として財務省令で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

一　北米地域　北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しよ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

二　欧州地域　ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

三　中近東地域　アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しよ

四　アジア地域（本邦を除く。）　アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ

五　中南米地域　メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しよ

六　大洋州地域　オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しよ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

七　アフリカ地域　アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

八　南極地域　南極大陸及び周辺の島しよ

（外国旅行甲地方の範囲）

第十八条　法別表第二の一の備考二に規定する甲地方は、前条第一号から第三号までに定める地域のうち第十六条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

［削る］

（給与の種類）

第二十六条　法第七条第四項及び第十条第二項に規定する給与の種類は、一般職給与法に規定する俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第二十七条　旅行者が一般職給与法第十二条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（実地監査）

第二十八条　法第十一条の規定により実地監査を行う場合には、財務大臣は、あらかじめ、各庁の長に対して、監査の目的、対象、日程並びに当該職員の官職及び氏名を通知しなければならない。

（在勤官署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第二十九条　在勤官署（常時勤務する在勤官署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤官署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤官署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤官署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

２　既に旅行している者が、旅行地から在勤官署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤官署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤官署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第三十条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

２　前項本文の場合において、令第十四条第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（年度経過等による区分）

第三十一条　移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

［新設］

（外国旅行丙地方の範囲）

第十九条　法別表第二の一の備考二に規定する丙地方は、第十七条第四号、第五号、第七号及び第八号に定める地域のうち第十六条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しよを除いた地域とする。

［新設］

［新設］

［新設］

［削る］

別表第一（甲）

旅　行　命　令　依　頼　簿

No.

所属部局課（又は所属団体）				住所（又は居所）								
官職（又は職業）		氏名		職務の級	年月日級 年月日級							
発令年月日	用務	用務先	旅行期間	旅行命令権者の確認	旅行者の確認	支出官等の確認	概算払		精算払		備考
							年月日	金額	年月日	金額	
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間					円		円	
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
２．旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
３．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第一（乙）

発令年月日	用務	用務先	旅行期間	旅行命令権者の確認	旅行者の確認	支出官等の確認	概算払		精算払		備考
							年月日	金額	年月日	金額	
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間					円		円	
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間								

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
２．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第一号様式（甲））

旅費概算精算請求書

支出官等　殿	請求者	所属部局課（又は所属団体）	官職（又は職業）	職務の級	氏名	旅行命令権者の確認

概算額	精算額	追給額	返納額
円	円	円	円

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃					船賃					航空賃	車賃		日当		宿泊料		食卓料	
					路程	運賃	急行料金	特別車両料金その他	計	路程	運賃	特別船室料金	寝台料金その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	円	キロメートル	円	日	円	夜	円	夜	円
合計																キロメートル / 円							

支度料	定額	既給額	差引額
	円	円	円
法第三十九条の二の旅費			円

上記のとおり旅費を請求します。
令和　年　月　日
上記の金額を領収しました。
令和　年　月　日
氏名

備考	

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
２．航空賃、食卓料の欄に限つては省略することができる。
３．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第二号様式（甲））

旅費　概算／精算　請求書

支出官等　殿	請求者	所属部局課	官職	職務の級	氏名	旅行命令権者の確認
概算額　円	精算額　円	追給額　円	返納額　円			

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃 路程 キロメートル	運賃 円	急行料金 円	特別車両料金その他 円	計 円	船賃 路程 キロメートル	運賃 円	特別船室料金 円	寝台料金その他 円	計 円	航空賃 円	車賃 定額 キロメートル	実費額 円	日当 日数 日	定額 円	宿泊料 夜数 夜	定額 円	食卓料 夜数 夜	定額 円
合計																キロメートル							
																円							

移転料	路程 キロメートル	定額 円	既給額 円	差引額 円	着後手当 日	日当 円	宿泊料 夜	円	計 円	支度料 円	法第三十九条の二の旅費 円

扶養親族移転料	区分	人員 人	鉄道賃 円	船賃 円	航空賃 円	車賃 円	日当 円	宿泊料 円	食卓料 円	着後手当 円	計 円
	十二歳以上										
	六歳以上十二歳未満										
	六歳未満										
	計										

上記のとおり旅費を請求します。　令和　年　月　日
上記の金額を領収しました。　令和　年　月　日
氏名

備考

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
２．扶養親族移転料だけを請求する場合には、本人分の旅費を括弧書すること。
３．航空賃、食卓料の欄に限つては、省略することができる。
４．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二　〔第一号様式（乙）〕
　　〔第二号様式（乙）〕

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃					船賃					航空賃	車賃		日当		宿泊料		食卓料	
					路程	運賃	急行料金	特別車両料金その他	計	路程	運賃	特別船室料金	寝台料金その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	円	キロメートル	円	日	円	夜	円	夜	円
合計																キロメートル 円							

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
　　２．航空賃、食卓料の欄に限つては、省略することができる。
　　３．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第三号様式（甲））

旅費　概算／精算　請求書

支出官等　殿	請求者	所属部局課	官職	職務の級	氏名	旅行命令権者の確認

概算額	精算額	追給額	返納額
円	円	円	円

年月日	出発地	到着地	宿泊地	所要時間	日当又は日額旅費	鉄道賃		船賃		車賃		宿泊料		その他	備考
						路程	運賃、特別車両料金又は実費額	路程	運賃、特別船室料金又は実費額	定額	実費額	夜数	定額		
				時間	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	夜	円	円	
合計										キロメートル					
										円					

上記のとおり旅費を請求します。　令和　年　月　日
上記の金額を領収しました。　令和　年　月　日
氏名

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
　　２．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第三号様式（乙））

年月日	出発地	到着地	宿泊地	所要時間	日当又は日額旅費	鉄道賃		船賃		車賃		宿泊料		その他	備考
						路程	運賃、特別車両料金又は実費額	路程	運賃、特別船室料金又は実費額	定額	実費額	夜数	定額		
				時間	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	夜	円	円	
合計										キロメートル 円					

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第四号様式）

旅　費　概算／精算　請　求　書

支出官等　殿			旅行命令権者の確認
請求者	所属部局課		
	官職		
	職務の級		
	氏名		
請求額		円	

	区分	摘要	金額
算出根拠	鉄道賃		円
	船賃		円
	航空賃		円
	車賃		円
	日当		円
	宿泊料		円
	食卓料		円
	支度料		円
	計		円

上記のとおり旅費を請求します。　令和　年　月　日 上記の金額を領収しました。　令和　年　月　日 氏名	備考	

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
　　２．必要があるときは、各欄の配置に、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第五号様式）　　旅　費　請　求　書

支出官等 殿		旅行命令権者の確認		算出根拠
請求者	住所（又は所属部局課）			
	職業（又は官職）			
	死亡者との続柄（又は職務の級）			
	氏名			
請求額		円		
死亡者	所属部局課			
	官職			
	職務の級			
	氏名			
	請求者との続柄			

上記のとおり旅費を請求します。　令和　年　月　日 上記の金額を領収しました。　令和　年　月　日 氏名	備考	

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
　　２．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第六号様式）

旅　費　請　求　書

支出官等 殿		旅行命令権者の確認		請求事由
請求者	所属部局課（又は住所）			
	官職（又は職業）			
	職務の級（又は職員との続柄）			
	氏名			
請求額		円		

算出根拠 区分	本人分	扶養親族分	計	内訳
鉄道賃	円	円	円	
船賃				
航空賃				
車賃				
移転料				
支度料				
その他				
計				

上記のとおり旅費を請求します。　令和　年　月　日 上記の金額を領収しました。　令和　年　月　日 氏名	備考	

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
　　２．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第七号様式）

旅　費　請　求　書

支出官等　殿	請求者	所属部局課	官職	職務の級	氏名	旅行命令権者の確認

請求額	円	算出根拠	喪失以後の旅行に必要な旅費額	喪失を免れた旅費額	差引額	喪失事由
			円	円	円	

	年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃 路程	運賃	急行料金	特別車両料金その他	計	船賃 路程	運賃	特別船室料金	寝台料金その他	計	航空賃	車賃 定額	車賃 実費額	日当 日数	日当 定額	宿泊料 夜数	宿泊料 定額	食卓料 夜数	食卓料 定額
喪失以後の旅行に必要な旅費						キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	円	キロメートル	円	日	円	夜	円	夜	円
	合計																キロメートル 円							

上記のとおり旅費を請求します。　令和　年　月　日 上記の金額を領収しました。　令和　年　月　日 氏名	備考	

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

［削る］

別表第二（第八号様式）

旅　費　精　算　請　求　書

支出官等 殿	請求者	所属部局課（又は所属団体）	官職（又は職業）	職務の級	氏　名	旅行命令権者の確認

概　算　額	精　算　額	差　引　額
円	円	円

旅費精算額の計算内容は、令和　　年　　月　　日付旅費概算請求書の計算内容と同じである。

備考	

上記のとおり令和　　年　　月　　日付旅行命令等に基く概算払旅費を精算します。

令和　　年　　月　　日

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第一　行政職俸給表㈠の各級に相当する職務の級（第八条関係）

一　一般職給与法第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者（別表第一の二に規定する職員を除く。）の行政職俸給表㈠の各級に相当する職務の級

行政職俸給表㈠	行政職俸給表㈡	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表㈠
十級		八級	十級	十一級
九級		七級	九級	十級
八級		六級	八級	九級
七級		五級	七級	八級
六級		四級	六級	七級
五級		三級	五級	六級
四級	五級		四級	五級
三級	四級	二級	三級	四級
二級	三級	一級の十七号俸以上	二級	三級の九号俸以上 二級の三十三号俸以上 一級の四十一号俸以上

［新設］

公安職俸給表(二)	海事職俸給表(一)	海事職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)
十級			五級	
九級	七級		四級の五号俸以上	
八級			四級の四号俸以下 三級の二十九号俸以上	
七級	六級		三級の九号俸から二十八号俸まで	三級の二十九号俸以上
六級			二級の二十五号俸以上	三級の二十五号俸から二十八号俸まで 二級の四十九号俸以上
五級	五級		三級の八号俸以下 二級の十七号俸から二十四号俸まで	三級の十七号俸から二十四号俸まで 二級の四十一号俸から四十八号俸まで
四級	四級	六級	二級の五号俸から十六号俸まで	三級の五号俸から十六号俸まで 二級の三十七号俸から四十号俸まで 一級の五十七号俸以上
三級	三級	五級	二級の四号俸以下 一級の二十五号俸以上	三級の四号俸以下 二級の二十五号俸から三十六号俸まで 一級の三十七号俸から五十六号俸まで

一級の十六号俸以下	
一級	
三級の八号俸以下	
二級の三十二号俸以下	
一級の四十号俸以下	

二級	二級の九号俸以上	四級 三級
一級	二級の八号俸以下 一級	二級 一級
		一級の九号俸から二十四号俸まで
		一級の八号俸以下
		二級の九号俸から二十四号俸まで 一級の二十一号俸から三十六号俸まで
		二級の八号俸以下 一級の二十号俸以下

研究職俸給表	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	福祉職俸給表
六級	五級			
五級の五号俸以上	四級	八級		
五級の四号俸以下	三級の五号俸以上			
	三級の四号俸以下	七級	七級	六級
四級 三級の十三号俸以上	二級の十三号俸以上	六級	六級	五級
三級の五号俸から十二号俸まで	二級の九号俸から十二号俸まで	五級	五級	四級
三級の四号俸以下	二級の八号俸以下 一級の二十五号俸以上			
二級の二十五号俸以上	一級の十三号俸から二十四号俸まで	四級 三級の五号俸以上	四級 三級の五号俸以上	三級 二級の十三号俸以上

専門スタッフ職俸給表								
四級								
三級								
二級								
一級								

二級の九号俸から二十四号俸まで	一級の十二号俸以下		
一級の四十五号俸以上			
二級の八号俸以下	三級の四号俸以下	二級の八号俸以下	
一級の四十四号俸以下	二級の九号俸以上	一級	
	三級の四号俸以下	二級の二十八号俸以下	
	二級の二十九号俸以上	一級	
	二級の十二号俸以下		
	一級		

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表(一)	公安職俸給表(二)	海事職俸給表(一)	海事職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)
十級		八級	十級	十一級	十級	七級	五級	五級	
九級		七級	九級	十級	九級				
八級		六級	八級	九級	八級				
七級		五級	七級	八級	七級				
六級		四級	六級	七級	六級				
五級		三級	五級	六級	五級				
四級	五級		四級	五級	四級				
三級	四級	二級	三級	四級	三級				
二級	三級	一級	二級	三級 二級 一級	二級				
一級	二級 一級		一級		一級				

八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
	六級		五級	四級	三級	二級	一級
				六級	五級	四級 三級	二級 一級
四級			三級	二級	一級		
			三級	二級	一級		

研究職俸給表	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	福祉職俸給表
六級	五級			
	四級	八級		
五級				
	三級	七級	七級	六級
四級		六級	六級	五級
三級		五級	五級	四級
	二級			
二級	一級	四級 三級	四級 三級	三級 二級
一級		二級	二級	
		一級		一級

専門スタッフ職俸給表
四級

三　任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者及び特別職給与法第一条第四十四号に掲げる者の行政職俸給表㈠の各級に相当する職務の級

行政職俸給表㈠	任期付研究員法第三条第一項第一号	任期付研究員法第三条第一項第二号	特別職給与法第一条第四十四号
十級			十二号俸 十一号俸 十号俸 九号俸
九級	六号俸		
八級	五号俸		八号俸 七号俸 六号俸 五号俸
七級	四号俸		
六級	三号俸		四号俸 三号俸
五級	二号俸		
四級	一号俸		二号俸
三級		三号俸 二号俸 一号俸	一号俸

三級									
二級									
一級									

別表第二　宿泊費基準額（第十三条関係）

一　本邦

二級	
一級	

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
青森県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岩手県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
宮城県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
秋田県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
茨城県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
群馬県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
埼玉県	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
千葉県	三六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
神奈川県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
福井県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
長野県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岐阜県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円

［新設］

二　外国

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
地域	国名	地名	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
アジア	インド	ニューデリー	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円

愛知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
三重県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
滋賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
大阪府	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
兵庫県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
奈良県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
和歌山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
島根県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
岡山県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
広島県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
山口県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
徳島県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
愛媛県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
高知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
福岡県	三八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
佐賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
熊本県	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
鹿児島県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
沖縄県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

コルカタ	チェンナイ	ベンガルール	ムンバイ	その他の地	ジャカルタ	スラバヤ	デンパサール	メダン	その他の地	プノンペン	その他の地	シンガポール	その他の地	コロンボ	その他の地	バンコク	チェンマイ	その他の地
一六、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

| | | |

	ブルネイ		ベトナム			マレーシア		ミャンマー		モルディブ		モンゴル		ラオス		その他の国
	ダバオ	その他の地	バンダルスリブガワン	その他の地	ハノイ	ダナン	ホーチミン	その他の地	クアラルンプール	ペナン	その他の地	ヤンゴン	その他の地	マレ	その他の地	ウランバートル	その他の地	ビエンチャン	その他の地	
一泊	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
二泊	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
三泊	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

大洋州

オーストラリア								キリバス		サモア		ソロモン		トンガ		ニュージーランド			バヌアツ	
キャンベラ	シドニー	パース	ブリスベン	メルボルン	その他の地			タラワ	その他の地	アピア	その他の地	ホニアラ	その他の地	ヌクアロファ	その他の地	ウェリントン	オークランド	その他の地	ポートビラ	その他の地
四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円			四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円			二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円			二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円

| | | |

| | | |

キューバ		グアテマラ		コスタリカ		コロンビア		ジャマイカ		チリ		ドミニカ共和国		トリニダード・トバゴ		ニカラグア	
ハバナ	その他の地	グアテマラ	その他の地	サンホセ	その他の地	ボゴタ	その他の地	キングストン	その他の地	サンティアゴ	その他の地	サントドミンゴ	その他の地	ポートオブスペイン	その他の地	マナグア	その他の地
二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

| | | |

ボリビア		ホンジュラス		メキシコ			その他の国	欧州				アイルランド		アゼルバイジャン		アルバニア		アルメニア		イタリア		
ラパス	その他の地	テグシガルパ	その他の地	メキシコ	レオン	その他の地		アイスランド	その他の地	レイキャビク	その他の地	ダブリン	その他の地	バクー	その他の地	ティラナ	その他の地	エレバン	その他の地	ローマ	ミラノ	その他の地
二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

ウクライナ		ウズベキスタン		英国			エストニア		オーストリア		オランダ		カザフスタン		北マケドニア		キプロス		ギリシャ	
キーウ	その他の地	タシケント	その他の地	ロンドン	エディンバラ	その他の地	タリン	その他の地	ウィーン	その他の地	ハーグ	その他の地	アスタナ	その他の地	スコピエ	その他の地	ニコシア	その他の地	アテネ	その他の地
三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円

キルギス	ビシュケク	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	クロアチア	ザグレブ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	ジョージア	トビリシ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	スイス	ベルン	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	スウェーデン	ストックホルム	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円		ジュネーブ	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円		その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
																その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円					
スペイン	マドリード	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	スロバキア	ブラチスラバ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	スロベニア	リュブリャナ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円									
	バルセロナ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円																			
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円		その他の地	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円									

セルビア		タジキスタン		チェコ		デンマーク		ドイツ								トルクメニスタン		ノルウェー	
ベオグラード	その他の地	ドゥシャンベ	その他の地	プラハ	その他の地	コペンハーゲン	その他の地	ベルリン	デュッセルドルフ	ハンブルク	フランクフルト	ミュンヘン	その他の地	アシガバット	その他の地	オスロ	その他の地
四〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四六、〇〇〇円
二八、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
二五、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円

バチカン		ハンガリー		フィンランド		フランス				ブルガリア		ベラルーシ		ベルギー		ポーランド		ボスニア・ヘルツェゴビナ	
バチカン	その他の地	ブダペスト	その他の地	ヘルシンキ	その他の地	パリ	ストラスブール	マルセイユ	その他の地	ソフィア	その他の地	ミンスク	その他の地	ブリュッセル	その他の地	ワルシャワ	その他の地	サラエボ	その他の地
三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円

| | | |

中東

アフガニスタン		アラブ首長国連邦			イエメン		イスラエル		イラク		イラン		オマーン		カタール		クウェート	
カブール	その他の地	アブダビ	ドバイ	その他の地	サヌア	その他の地	テルアビブ	その他の地	バグダッド	その他の地	テヘラン	その他の地	マスカット	その他の地	ドーハ	その他の地	クウェート	その他の地
三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

サウジアラビア			シリア		トルコ			バーレーン		ヨルダン		レバノン		その他の国	アフリカ アルジェリア		アフリカ アンゴラ	
リヤド	ジッダ	その他の地	ダマスカス	その他の地	アンカラ	イスタンブール	その他の地	マナーマ	その他の地	アンマン	その他の地	ベイルート	その他の地		アルジェ	その他の地	ルアンダ	その他の地
六九、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円
四七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円
四三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四七、〇〇〇円

ウガンダ		エジプト		エチオピア		ガーナ		ガボン		カメルーン		ギニア		ケニア		コートジボワール		コンゴ民主共和国	
カンパラ	その他の地	カイロ	その他の地	アディスアベバ	その他の地	アクラ	その他の地	リーブルビル	その他の地	ヤウンデ	その他の地	コナクリ	その他の地	ナイロビ	その他の地	アビジャン	その他の地	キンシャサ	その他の地
三〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
一九、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

ザンビア		ジブチ		ジンバブエ		スーダン		セーシェル		セネガル		タンザニア		チュニジア		ナイジェリア		ナミビア	
ルサカ	その他の地	ジブチ	その他の地	ハラレ	その他の地	ハルツーム	その他の地	ビクトリア	その他の地	ダカール	その他の地	ダルエスサラーム	その他の地	チュニス	その他の地	アブジャ	その他の地	ウィントフック	その他の地
五三、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
三六、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
三三、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

ブルキナファソ		ベナン		ボツワナ		マダガスカル		マラウイ		マリ		南アフリカ共和国		南スーダン		モーリシャス	
ワガドゥグー	その他の地	コトヌ	その他の地	ハボローネ	その他の地	アンタナナリボ	その他の地	リロングウェ	その他の地	バマコ	その他の地	プレトリア	その他の地	ジュバ	その他の地	ポートルイス	その他の地
三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円

別表第三　宿泊手当（第十四条関係）

一　本邦

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

二　外国

区分		宿泊手当（一夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	四、八〇〇円
	インドネシア	四、五〇〇円
	カンボジア	五、四〇〇円
	シンガポール	五、四〇〇円

モーリタニア	ヌアクショット	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円										
モザンビーク	マプト	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円										
モロッコ	ラバト	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円										
リビア	トリポリ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円										
ルワンダ	キガリ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円										
その他の国		三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
その他の地域		三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円

［新設］

スリランカ	五、四〇〇円
タイ	五、四〇〇円
大韓民国	五、四〇〇円
中華人民共和国	五、一〇〇円
ネパール	五、一〇〇円
パキスタン	五、四〇〇円
バングラデシュ	五、四〇〇円
東ティモール	五、四〇〇円
フィリピン	五、四〇〇円
ブルネイ	五、四〇〇円
ベトナム	四、八〇〇円
マレーシア	五、一〇〇円
ミャンマー	五、四〇〇円
モルディブ	五、四〇〇円
モンゴル	五、四〇〇円
ラオス	五、四〇〇円
その他の国	五、四〇〇円
大洋州	
オーストラリア	五、四〇〇円
キリバス	五、四〇〇円
サモア	五、四〇〇円
ソロモン	五、四〇〇円
トンガ	五、四〇〇円
ニュージーランド	五、四〇〇円
バヌアツ	五、四〇〇円
パプアニューギニア	五、四〇〇円
パラオ	五、四〇〇円
フィジー	五、四〇〇円
マーシャル	五、四〇〇円
ミクロネシア	五、四〇〇円
その他の国	五、四〇〇円

北米	アメリカ合衆国
	カナダ
	その他の国
中南米	アルゼンチン
	ウルグアイ
	エクアドル
	エルサルバドル
	キューバ
	グアテマラ
	コスタリカ
	コロンビア
	ジャマイカ
	チリ
	ドミニカ共和国
	トリニダード・トバゴ
	ニカラグア
	ハイチ
	パナマ
	パラグアイ
	バルバドス
	ブラジル
	ベネズエラ
	ペルー
	ボリビア
	ホンジュラス
	メキシコ
	その他の国

五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
四、八〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
四、八〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
三、九〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
四、五〇〇円	
五、四〇〇円	
五、四〇〇円	
四、八〇〇円	

欧州

アイスランド	五、四〇〇円
アイルランド	五、四〇〇円
アゼルバイジャン	五、四〇〇円
アルバニア	五、四〇〇円
アルメニア	五、四〇〇円
イタリア	五、四〇〇円
ウクライナ	五、四〇〇円
ウズベキスタン	五、四〇〇円
英国	五、四〇〇円
エストニア	五、四〇〇円
オーストリア	五、四〇〇円
オランダ	五、四〇〇円
カザフスタン	五、四〇〇円
北マケドニア	五、四〇〇円
キプロス	五、四〇〇円
ギリシャ	五、四〇〇円
キルギス	五、一〇〇円
クロアチア	五、四〇〇円
ジョージア	五、四〇〇円
スイス	五、四〇〇円
スウェーデン	五、四〇〇円
スペイン	五、四〇〇円
スロバキア	五、四〇〇円
スロベニア	五、四〇〇円
セルビア	五、四〇〇円
タジキスタン	五、四〇〇円
チェコ	五、四〇〇円
デンマーク	五、四〇〇円
ドイツ	五、四〇〇円

トルクメニスタン	五、四〇〇円
ノルウェー	五、四〇〇円
バチカン	五、四〇〇円
ハンガリー	五、四〇〇円
フィンランド	五、四〇〇円
フランス	五、四〇〇円
ブルガリア	五、四〇〇円
ベラルーシ	五、四〇〇円
ベルギー	五、四〇〇円
ポーランド	五、一〇〇円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	五、四〇〇円
ポルトガル	五、四〇〇円
モルドバ	五、四〇〇円
ラトビア	五、四〇〇円
リトアニア	五、四〇〇円
ルーマニア	五、四〇〇円
ルクセンブルク	五、四〇〇円
ロシア	五、四〇〇円
その他の国	五、四〇〇円
中東	
アフガニスタン	五、四〇〇円
アラブ首長国連邦	五、四〇〇円
イエメン	五、四〇〇円
イスラエル	五、四〇〇円
イラク	五、四〇〇円
イラン	五、四〇〇円
オマーン	五、一〇〇円

カタール	五、四〇〇円
クウェート	五、四〇〇円
サウジアラビア	五、四〇〇円
シリア	五、四〇〇円
トルコ	五、四〇〇円
バーレーン	五、四〇〇円
ヨルダン	五、四〇〇円
レバノン	五、四〇〇円
その他の国	五、四〇〇円
アフリカ	
アルジェリア	五、四〇〇円
アンゴラ	五、四〇〇円
ウガンダ	五、四〇〇円
エジプト	五、四〇〇円
エチオピア	五、四〇〇円
ガーナ	五、四〇〇円
ガボン	五、四〇〇円
カメルーン	五、四〇〇円
ギニア	五、四〇〇円
ケニア	五、四〇〇円
コートジボワール	五、四〇〇円
コンゴ民主共和国	五、四〇〇円
ザンビア	五、四〇〇円
ジブチ	五、四〇〇円
ジンバブエ	五、四〇〇円
スーダン	五、四〇〇円
セーシェル	五、四〇〇円
セネガル	五、四〇〇円

別表第四　外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限（第十五条関係）

区分			上限
家財の運送単位を容積により算出する場合	在外公館長		一三・五立方メートル
	職員		九立方メートル
	配偶者		
	子（一人につき）		一・五立方メートル

タンザニア		五、四〇〇円
チュニジア		五、四〇〇円
ナイジェリア		五、四〇〇円
ナミビア		五、四〇〇円
ブルキナファソ		五、四〇〇円
ベナン		五、四〇〇円
ボツワナ		五、四〇〇円
マダガスカル		五、四〇〇円
マラウイ		五、四〇〇円
マリ		五、四〇〇円
南アフリカ共和国		五、四〇〇円
南スーダン		五、四〇〇円
モーリシャス		五、四〇〇円
モーリタニア		五、四〇〇円
モザンビーク		五、四〇〇円
モロッコ		五、四〇〇円
リビア		五、四〇〇円
ルワンダ		五、四〇〇円
その他の国		五、四〇〇円
その他の地域		五、四〇〇円

［新設］

その他の者	職員	九立方メートル
	配偶者	九立方メートル
	子（一人につき）	一・五立方メートル
家財の運送単位を重量により算出する場合		
在外公館長	職員	五四〇キログラム
	配偶者	三六〇キログラム
	子（一人につき）	六〇キログラム
その他の者	職員	三六〇キログラム
	配偶者	三六〇キログラム
	子（一人につき）	六〇キログラム

別表第五　死亡手当（第十八条関係）

区分	死亡手当
全ての者	九三〇、〇〇〇円

別表第六　請求書に添付する資料（第二十四条関係）

区分		添付する資料
一　鉄道賃	令第五条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第五条第一項第二号から第六号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金にあつては、支出官等が必要と認める場合に限る。）
二　船賃	令第六条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第六条第一項第二号から第五号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
三　航空賃	令第七条第一項第一号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料

［新設］

別表第三

第一　第七条第一項第一号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

一　法第三十二条第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃、法第三十三条第一号若しくは第二号に規定する運賃又は法第三十四条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
二　法第十七条第一項第四号に規定する寝台料金、法第三十二条第四号に規定する運賃若しくは同条第五号に規定する急行料金若しくは寝台料金、法第三十三条第三号に規定する運賃若しくは同条第四号に規定する寝台料金又は法第三十四条第一項第四号に規定する運賃	公務上の必要を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
三　法第十八条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る資料
四　法第十九条第一項但書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
五　法第三十四条第二項に規定する車賃	その支払を証明するに足る資料
六　法第二十八条第一項第二号（法第四十三条において準用する場合を含む。）に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
七　法第二十条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による宿	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四　その他の交通費	その支払を証明するに足る資料
五　宿泊費	その支払を証明するに足る資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（令第九条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
六　包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
七　転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 令第十四条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料（同号イ又はロに規定する場合に該当するときに限る。） 令第十四条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
八　着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
九　家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 令第十四条第一項第二号イ、ロ、ハ又はニに規定する許可を証明するに足る資料（同号イ、ロ、ハ又はニに規定する場合に該当するときに限る。）
十　渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
十一　令第十七条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から前号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料

泊の場合における日当又は法第二十一条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	その支払を証明するに足る資料
八　法第二十二条又は法第三十五条第三項に規定する食卓料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する資料の外、法第二十三条第三項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可を証明するに足る資料、法第三十六条第三項の規定に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料
九　法第二十三条又は法第三十六条に規定する移転料	その支払を証明するに足る資料 扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する資料の外、第三十八条第一項第二号の規定に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料
十　法第三十九条の二に規定する旅費	外国在勤地において又は旅行中に退職等となつたこと、退職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する資料
十一　法第二十五条又は法第三十八条に規定する扶養親族移転料	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料 法の規定に該当することを証明する資料
十二　法第二十九条又は法第四十四条に規定する旅費	前各号に掲げるものの外、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載又は記録した旅行日記
十三　法第三十条第四項又は法第四十五条に規定する旅費	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
十四　法第四十七条第一項に規定する旅費	第一の六に掲げる資料
十五　外国旅行の旅費	第二　第七条第一項第二号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
一　法第二十七条第二号（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	第一の六に掲げる資料
二　法第二十七条第三号（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する船賃、車賃	第三　第七条第一項第三号に規定する旅費請求書に添附すべき資料 法第四十一条の規定による協議の内容を確認するに足る資料の写
	第四　第七条第一項第四号に規定する旅費請求書に添附すべき資料 職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する資料

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する資料
十二　死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
十三　旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、法第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は令第三条第二項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
十四　旅費喪失請求書により請求する旅費	天災又は令第三条第三項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
十五　法第九条第一項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 法第九条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第七　旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）（第二十四条関係）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級（請求者又は死亡者が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。以下この表において同じ。）及び氏名

第五　第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
　損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する資料
第六　第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
　交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する資料

［新設］

旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）	赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額	
	死亡時旅費請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属部局課、官職、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属部局課、官職、職務の級及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日	
	旅費損失請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課、官職、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属団体、役職及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日	

旅費喪失請求書	
	支出官等の官職及び氏名
	請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級及び氏名
	請求額
	喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額
	喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額
	喪失事由
	請求年月日

備考

一　旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

二　概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。

三　請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第八　旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）（第二十四条関係）

区分	記載事項又は記録事項
一　鉄道賃	令第五条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第五号までに掲げる料金及び同項第六号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
二　船賃	令第六条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
三　航空賃	令第七条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
四　その他の交通費	金額
五　宿泊費	夜数及び金額
六　包括宿泊費	夜数及び金額

［新設］

七　宿泊手当	夜数及び定額	
八　転居費	金額	
九　着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額	
十　家族移転費	第一号から第七号まで及び第九号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員	
十一　渡航雑費	金額	
十二　死亡手当	定額	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号。次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下この条において「新規程」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に改正法による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下この項及び第三項において「新法」という。）第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正法による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この項及び第三項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧法第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新法第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2　新規程第十八条から第二十一条までの規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合、死亡した場合又は外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条の規定により休暇帰国を許された場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、死亡した場合又は同法の定めるところにより休暇帰国を許された場合については、なお従前の例による。

3　新規程第三条及び第四条の規定は、新法第三条第六項及び第七項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧法第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

○経済産業省令第八十七号

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第十三条第一項の規定を実施するため、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十日

経済産業大臣　武藤　容治

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第九を次のように改正する。

附　則

1　この省令は、令和六年十二月二十日から施行する。

2　この省令による改正後のエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第五条第二項の規定の令和六年度における適用については、同項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは、「令和七年一月三十一日まで」とする。

様式第九（第五条関係）

原油等の有効利用目標達成計画

経済産業大臣　殿

年　月　日

住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うもの（以下「石油精製業者」という。）の名称及び前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料の数量

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
前事業年度におけるその使用する原料の数量（注1） 年　月－ 年　月 （注2）	原油	揮発油	灯油	軽油	重油
		キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量（注3）	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量を合算した数量	キロリットル				

（注1）　石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）、合併若しくは分割（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）による承継（以下「事業の承継等」という。）があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者（以下「事業被承継者」という。）及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者（以下「事業承継者」という。）は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有することとなる設備を用いて前事業年度に行われた事業により当該事業年度に使用された化石エネルギー原料の数量をもって、法第13条第1項の規定に定める前事業年度における当該事業被承継者及び当該事業承継者それぞれの使用する化石エネルギー原料の数量とみなす。
（注2）前事業年度の期間を具体的に記載すること。
（注3）第3条にあるとおり、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）については、キロリットルで表した数量に1.05を乗じて得た数量。

Ⅱ　残油処理能力の向上に関する措置

特定残油処理装置（注4）への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に関する措置

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の測定方法（注5）

製油所名	装置名	測定日（注6）	試験方法及び算定方法（注7）	サンプルの採取場所及び通油量の測定場所・測定方法（注8）

（注4）特定残油処理装置とは、平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成26年経済産業省告示第164号）11.（11）に掲げる残油処理装置のうち、流動接触分解装置（Fluid Catalytic Cracking Unit（FCC）。）、残油流動接触分解装置（Residue Fluid Catalytic Cracking Unit（RFCC）。）、残油水素化分解装置、残油熱分解装置、重油直接脱硫装置をいう。
（注5）令和6年度に行う計画の提出の際に、平成29年度～令和元年度の測定方法についても記載すること。
（注6）任意の定期日を定めること。定期日以外の測定を行った場合はその旨を記載することとし、併せてその理由を記載すること。
（注7）特定残油処理装置に通油する原料1単位当たりの減圧蒸留残渣油（真沸点565℃以上の蒸留性状の容量%:年間平均値）の試験方法及び算定方法を記載すること。試験方法及び算定方法に変更がある場合には、遅滞なく第4条第2項に定める様式十により計画の変更を提出すること。また、令和6年度における特定残油処理装置に通油する原料1単位当たりの減圧蒸留残渣油の算定に当たっては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの平均値を用いること。
（注8）任意の様式による提出も可とする。

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の実績

	製油所名	原油処理量	特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量
平成29年度		万バレル/日	万バレル/日
		万バレル/日	万バレル/日
平成30年度		万バレル/日	万バレル/日
		万バレル/日	万バレル/日
令和元年度		万バレル/日	万バレル/日
		万バレル/日	万バレル/日

目標：令和10年度において、平成29年度から令和元年度までの平均の減圧蒸留残渣油処理率（1日当たりの原油処理量に占める特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の1日当たりの通油量の割合。以下「処理率」という。）に比して、令和10年度における処理率を（　）%以上増加させるものとする。

措置の具体的な内容

	平成29年度から令和元年度までの平均の減圧蒸留残渣油処理率（A）	措置後（B）	増加率（C＝B－A）
処理率	%	%	%
処理率の増加のための措置の具体的な内容			

各年度における原油処理量、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量実績、処理率

年度	製油所名	原油処理量：D	特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量：E	処理率：F＝E／D
		万バレル/日	万バレル/日	%
		万バレル/日	万バレル/日	%

特定残油処理装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設・廃止の有無・時期・能力
		万バレル/日	

常圧蒸留装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設・廃止の有無・時期・能力
		万バレル/日	

その他原油等の有効な利用の促進の向上に関する措置

措置の具体的な内容

具体的な取組

残油処理装置（注9）の装備率

残油処理装置の装備率
%

（注9）平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製事業者の判断の基準（平成26年経済産業省告示第164号）に規定するものをいう。

Ⅲ　処理率の増加に係る目標の達成が困難な場合の措置

令和10年度に製油所の定期修理が生じることにより、令和9年度において目標を達成する場合（注10）

製油所名	定期修理の期間

（注10）令和9年度に行う計画の提出の際に記載すること。

令和10年度に特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事を予定していることにより、令和11年度において目標を達成する場合（注11）

製油所名	工事の期間	具体的な工事内容

（注11）令和9年度に行う計画の提出の際に記載すること。

自らに起因するものでないことが明らかである事由により、目標の達成が困難となる場合

ア．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、相当程度の期間、常圧蒸留装置又は特定残油処理装置の稼働に制限が生じた場合。

イ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事の遅延が生じ、処理率の増加を図ることが困難な場合。

ウ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことに伴う、社会的要請に応えるため、特定の石油製品の供給を行う必要がある場合。

エ．国際情勢の変化に伴い、原油の選択に制約若しくは石油製品の需要構造に変化が生じたことにより、根本的な生産体制の変更を余儀なくされた場合。

オ．重質原油と軽質原油の価格差の縮小、高付加価値製品の生産の制限又は不採算製品の生産の増加等、経済合理性の観点から、処理率の増加を図ることが困難な場合。

カ．自ら又はグループ会社が他の石油精製業者と事業提携体制を構築している場合であって、災害、事故又はその他不測の事態が発生し、事業提携体制を構築している他の石油精製業者に起因する事由により、処理率の増加を図ることが困難な場合。

目標達成が困難な場合の事由（上記（ア）～（カ）から選択）	具体的な事由（注12）

（注12）目標達成に困難が生じた理由、それまでの目標達成に向けた取組状況等を詳細に記載すること。また、必要に応じて、任意の様式による補足資料を提出すること。

Ⅳ　環境負荷の低減に配慮した取組（CO2 排出原単位の改善率）

目標値の設定（過去の実績値の報告）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 28 年度から令和元年度までの平均値（注 13）	目標値（左記平均値×99%）
①製油所 CO2 排出量　千トン						
②標準エネルギー使用量　百万 Btu（注 14）						
CO2 排出原単位（注 15）（①×1000/②）　トン CO2/百万 Btu						

（注 13）平成 28 年度から令和元年度までの平均値は、各年度の CO2 排出原単位の単純平均とする。
（注 14）Btu とは、英熱量のこと（1 英熱量＝1055.06 ジュール）。
（注 15）CO2 原単位は少数 5 桁目を四捨五入処理すること。

実績値の報告

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 6 年度から令和 10 年度までの平均値（注 16）
③製油所 CO2 排出量　千トン						
④標準エネルギー使用量　百万 Btu（注 17）						
CO2 排出原単位（注 18）（③×1000/④）　トン CO2/百万 Btu						

（注 16）令和 6 年度から令和 10 年度までの平均値は、各年度の CO2 排出原単位の単純平均とする。
（注 17）Btu とは、英熱量のこと（1 英熱量＝1055.06 ジュール）。
（注 18）CO2 原単位は少数 5 桁目を四捨五入処理すること。

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4 とすること。
2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。